

○総務省令第六十六号

刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）及び刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第九十九号）の施行に伴い、恩給給与細則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十一日

総務大臣 山本 早苗

恩給給与細則の一部を改正する省令

恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第五十四号書式を次のように改める。

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則

第五十四号書式

年 月 日	
総務省 あて	
裁判所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
恩給証書記号番号	第 号
罪 名	
刑 名	
刑 期	
判決言渡し年月日	年 月 日
判決確定年月日	年 月 日
刑期起算年月日	年 月 日
刑期満了年月日	年 月 日
一部執行猶予 開始年月日	年 月 日
一部執行猶予言渡し 取消し年月日	年 月 日
執行猶予期間	年
執行猶予言渡し 取消し年月日	年 月 日